

令和3年度

新型コロナウイルス感染症にかかる自宅療養者等に対する往診支援事業
募集要項

事業対象期間：令和3年4月12日～令和3年12月31日

令和3年9月

兵庫県健康福祉部健康局医務課

1 事業概要

(1) 趣旨

新型コロナウイルス感染症患者の急増に伴い、自宅や福祉施設・宿泊療養施設等において待機・療養（以下、「自宅療養等」という）を行っている患者に対し、往診を行う医療機関を支援することにより、医療提供体制の整備を図り、自宅療養者等が安心できる環境を確保し、新型コロナウイルス感染症への医療提供体制の充実を図るため、新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅療養等を行っている患者に対して往診を行った医療機関へ、往診に係る経費等に対して協力を交付します。

(2) 交付対象者

無症状・軽症等で自宅療養等をしている者に対する往診を行った医療機関

※但し、保健所等から受診勧奨のあった者に限る。

※往診対象となる福祉施設は別添資料のとおり。

(3) 支援内容

- ・ 支援額 保健所等からの受診勧奨に対して往診を行った医療機関に対して
1日あたり 50,000 円(電話再診、オンライン診療のみの場合は対象外)
- ・ 支援期間 令和3年4月12日～12月31日

2 手続きの流れ

医療機関等からの交付申請 → **県による審査及び交付決定** → **医療機関等からの請求**

3 申請手続き等

(1) 申請に必要な書類

- ①申請者基本情報（必須）
- ②補助金交付申請書（必須）
- ③往診対象患者一覧（必須）
- ④誓約書（必須）
- ⑤保健所が発行する「受診勧奨書」のコピー（必須）
- ⑥委任状（必要に応じて提出）※詳細は「①申請者基本情報」の様式をご確認ください。

(2) 申請受付期間

- 第1回：令和3年 7月1日（木）～ 7月30日（金）〔4月12日～6月30日実績分〕
第2回：令和3年10月1日（金）～ 10月29日（金）〔7月1日～9月30日実績分〕
第3回：令和4年 1月4日（火）～ 1月31日（月）〔10月1日～12月31日実績分〕

(3) 審査（兵庫県健康福祉部健康局医務課にて実施）

交付申請書類受理後に、内容の確認及び保健所が別途作成する「受診勧奨患者リスト」と相違がないこと等を審査します。

4 請求手続き

(1) 請求に必要な書類

- ①補助金請求書（必須）

審査完了後、交付決定の通知を行いますので、通知が届きましたら速やかに補助金請求書を下記の宛先まで提出して下さい。その後、登録いただいた口座に振り込みを行います。

《注意事項》

- 申請・請求内容に不足・不備があった場合は、内容を修正のうえ、再提出して下さい。
- 申請・請求書類については、必要な書類を全て揃えた上、メールで提出をして下さい。
メールでの提出が困難な場合は郵送での提出をして下さい（申請書類の返却は行いません。）
※委任状の提出が必要な場合は郵送で提出して下さい。

- 申請・請求時の提出先

- ・ メールでの提出の場合
oushinshien@pref.hyogo.lg.jp

- ・ 郵送での提出の場合

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県 健康福祉部 健康局 医務課 企画調整班